

事務連絡
令和4年4月7日

各介護保険事業所 管理者 様
(指定都市及び中核市に所在する事業所を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)及び排せつ支援加算(Ⅳ)に係る令和3年度末経過措置の終了について

このことについて、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」(令和3年3月15日 厚生労働省告示第73号 附則第10条及び第11条)及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月8日老企第40号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)により、今後、科学的介護情報システム(LIFE)を用いた情報の提出に切り替えるように必要な検討を行うこと等を前提に、従前の要件での算定を認めるものとされていた**褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)及び排せつ支援加算(Ⅳ)に係る経過措置は、令和3年度末で終了**しました。

ついては、当該加算に係る令和4年4月以降の報酬の請求はできませんのでご留意ください。

算定対象

褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)： 介護老人福祉施設、介護老人保健施設

排せつ支援加算(Ⅳ)： 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

本事務連絡掲載場所

介護情報サービスかながわ

→ (事業者) ライブラリ (書式/通知)

→ 18. 令和3年度介護保険制度改正・報酬改定

→ 令和3年度末経過措置の終了について

<https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=31>

問合せ先

電話 (045) 210-1111 (代表)

福祉施設グループ (内線 4852~4855)

保健・居住施設グループ (内線 4857・4859)

- 褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ) 3 単位/月
(Ⅱ) 13 単位/月
(Ⅲ) 10 単位/3 月に 1 回 (令和 3 年度末で経過措置終了)

- 排せつ支援加算 (Ⅰ) 10 単位/月
(Ⅱ) 15 単位/月
(Ⅲ) 20 単位/月
(Ⅳ) 100 単位/月 (6 月以内の期間。令和 3 年度末で経過措置終了)

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」(令和 3 年 3 月 15 日 厚生労働省告示第 73 号)

(褥瘡マネジメント加算に係る経過措置) 附則第 10 条

令和 3 年 3 月 31 日において現にこの告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのツの注若しくは介護保健施設サービスのラの注(略)に係る届出を行っている施設であって、この告示による改正後の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのレの注若しくは介護保健施設サービスのナの注(略)に係る届出を行っていないものにおける褥瘡マネジメント加算の算定については、令和 4 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。この場合において、この告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのツ若しくは介護保健施設サービスのラ(略)中「褥瘡マネジメント加算」とあるのは、「褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)」と読み替えるものとする。

(排せつ支援加算に係る経過措置) 附則第 11 条

令和 3 年 3 月 31 日において現にこの告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのネの注、介護保健施設サービスのムの注若しくは介護医療院サービスのウの注(略)に係る届出を行っている施設であって、この告示による改正後の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのソの注、介護保健施設サービスのラの注若しくは介護医療院サービスのナの注(略)の届出を行っていないものにおける排せつ支援加算の算定については、令和 4 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。この場合において、この告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのネ及びネの注、介護保健施設サービスのム及びムの注若しくは介護医療院サービスのウ及びウの注(略)中「排せつ支援加算」とあるのは、「排せつ支援加算(Ⅳ)」と読み替えるものとする。

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

○第 2 の 5 (35) ⑩

褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)は、令和 3 年 3 月 31 日において、令和 3 年度改定前の褥瘡マネジメント加算に係る届出を行う施設について、今後 L I F E を用いた情報の提出に切り替えるように必要な検討を行うことを前提に、経過措置として、令和 3 年度末まで、従前の要件での算定を認めるものである。

○第 2 の 5 (36) ⑪

排せつ支援加算(Ⅳ)は、令和 3 年 3 月 31 日において、令和 3 年度改定前の排せつ支援加算に係る届出を行う施設について、今後 L I F E を用いた情報の提出に切り替えるよう必要な検討を行うことを前提に、経過措置として、令和 3 年度末まで、従前の要件での算定を認めるものである。